## スーパー定期(単利型)

(2014年1月5日現在)

1.	商品名と概要	自由金利型定期預金〈M型〉(単利型)(愛称:スーパー定期)	
INTHE H C 1/2/2		資金運用プランにあわせて、お預け入れ期間を 1 か月から 10	
		年まで指定できる単利型の定期預金です。	
2.	ご利用いただける方	個人および団体のお客さま	
	期間	1.0 1.0 3.0 EHT 1.1 E 3.0	
	(1) 定型方式	お預け入れ日から次の期間が経過した応当日を満期日として指定する	
		ことができます。	
		1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年	
		* 満期時は、お預け入れ時のご指定により、自動継続(元金継続ま	
		たは元利金継続)、自動解約(証書口を除きます)、現金払い(団	
		体のお客さまのみとなります)のお取り扱いができます。	
	(2) 期日指定方式	任意の日を満期日に指定することができます。(ただし、上記定型方式	
	( , , ,,,,, , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	で指定することができる日を除きます。)	
		1 か月超 10 年未満	
		   * 満期時は、お預け入れ時のご指定により、自動解約(証書口を除	
		きます)、現金払い(団体のお客さまのみとなります)のお取り	
		扱いができます。	
4.			
	(1) お預け入れ方法	一括してお預け入れいただきます。	
	(2) お預け入れ金額	1 円以上 1,000 万円未満	
	(3) お預け入れ単位	1 円単位	
5.	払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。	
6.	利息		
	(1) 適用金利	お預け入れ時または自動継続時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。	
	(2) 利払い方法	・ 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して利払いいたします。	
		・ 預入期間2年以上のものは1年ごとの応当日に中間利払いをいたします。	
		中間利払時の利率・・・約定利率×70% (小数点第 4 位以下切り捨て)	
		・ 中間利払利息を差し引いた利息の残額は、満期日以後に元金ととも	
		にお支払いいたします。	
	(3) 計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。	
7.	税金	・ 個人のお客さま・・・20.315%の源泉分離課税(国税15.315%・地方税5%)	
		* 復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から	
		2037 年 12 月 31 日までの 25 年間、20.315%の源泉分離課税(国	
		税 15.315%、地方税 5%)となります。	
		* マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)がご	
		利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。	

7.	税金	<ul><li>団体のお客さま・・・総合</li></ul>	課税(ただし、公益法人等の場合は非課税)	
8.	手数料			
9.	付加できる特約条項	個人のお客さまは以下のお耳		
	(1) 当座貸越	・ 自動継続の定期預金を、	総合口座取引の担保定期預金として組み入	
		れ、総合口座の普通預金	口座からの貸越(残高がマイナスになるこ	
		と。当座貸越といいます	-。)を利用することができます。	
		・ 総合口座の当座貸越限度	額は、定期預金の合計額(エース預金もご	
		利用の場合は合算します	-) の90% (千円未満切り捨て) または300	
		万円のうちいずれか少な	い金額とします。	
		<ul><li>貸越利率は、担保とする</li></ul>	定期預金の約定利率に 0.50%を上乗せした	
		利率となります。なお、	担保預金が複数ある場合には定期預金利率	
		の低い方から適用されま	きす。	
	(2) 子定期	預入期間2年のものは、中間払利息を定期預金(1年)とすることができます。		
	(3) スウィングサービス	普通預金との間で資金を移動	めさせるスウィング (自動振替) サービスの	
		お取り扱いができます。(通帳口のみのお取り扱いになります。)		
		* 順スウィング【普通預	[金⇒定期預金]	
		ご指定の振替日に、普	通預金の残高が一定金額を上回っていた場	
		合、その超過額を普通	傾金から定期預金へお振り替えします。	
		<ul><li>* 逆スウィング【定期預</li></ul>	[金⇒普通預金]	
		定期預金の満期日に、	普通預金の残高が一定金額を下回っていた	
		場合、満期を迎えた定	期預金を自動解約し、解約元利金を普通預	
		金へお振り替えします。		
	(4) ランクアップサービス	定期預金の満期日に、金額、	期間に応じて最も高利回りの商品を選択し	
		て自動継続を行うサービス	(ランクアップサービス) のお取り扱いがで	
		きます。(通帳口のみのお取	り扱いになります。)	
10	. 満期日前解約(中途解約)	・ 満期日前に解約(中途解約)する場合は、以下の中途解約利率(小		
	の取り扱い	数点第4位以下切り捨て)により計算した利息とともに払い戻しい		
		たします。		
		・ 中間利払い済みである場合、利息計算の結果、支払済みの中間利息		
		が中途解約利息額を上回る場合があります。その場合、利息の差額		
		分は解約元金から控除いたします。		
		【預入期間3年未満】		
		中途解約日までの預入期間 6 か月未満	中途解約利率 中途解約日における普通預金の利率また	
			は約定利率×30%のいずれか低い利率	
		6か月以上1年未満 1年以上3年未満	約定利率×50%   約定利率×70%	
		【預入期間3年以上4年未満		
		中途解約日までの預入期間	中途解約利率	
		1年未満	中途解約日における普通預金の利率また は約定利率×20%のいずれか低い利率	
		1年以上1年6か月未満	約定利率×40%	
		1年6か月以上2年未満	約定利率×50%	
		2年以上4年未満	約定利率×70%	

10 港期日前報約(由冷解約)	【落入期間 4 左 2 1 1 1 5 左 七 洪	1
10. 満期日前解約(中途解約)	【預入期間4年以上5年未満 中途解約日までの預入期間	
の取り扱い		中途解約利率
	1年6か月未満	中途解約日における普通預金の利率また は約定利率×10%のいずれか低い利率
	1年6か月以上2年6か月 未満	約定利率×20%
	2年6か月以上3年未満	約定利率×30%
	3年以上5年未満	約定利率×60%
	【預入期間5年以上7年未満	
	中途解約日までの預入期間	中途解約利率
	1年6か月未満	中途解約日における普通預金の利率また は約定利率×10%のいずれか低い利率
	1年6か月以上3年未満	約定利率×20%
	3年以上4年未満	約定利率
	4年以上7年未満	約定利率×70%
	【預入期間7年以上10年未満	
	中途解約日までの預入期間	中途解約利率
	1 年未満	中途解約日における普通預金の利率また は約定利率×10%のいずれか低い利率
	1年以上1年6か月未満	中途解約日における普通預金の利率また
		は約定利率×20%のいずれか低い利率
	1年6か月以上2年未満2年以上2年6か月未満	約定利率×30%
	2年以上2年6か月末個	約定利率×40%   約定利率×50%
	3年以上4年未満	約定利率×50%
	4年以上5年未満	約定利率
	5年以上6年未満	約定利率×80%
	6年以上10年未満	約定利率×90%
		かりたがり十八 30 /0
	【預入期間 10 年もの】	<b>宀√△#πシムᠽ山☆</b>
	中途解約日までの預入期間	中途解約利率
	1 年未満	中途解約日における普通預金の利率また は約定利率×5%のいずれか低い利率
	1年以上2年未満	中途解約日における普通預金の利率また は約定利率×10%のいずれか低い利率
	2年以上3年未満	中途解約日における普通預金の利率また は約定利率×20%のいずれか低い利率
	3年以上4年未満	約定利率×30%
	4年以上5年未満	約定利率×40%
	5年以上6年未満	約定利率×50%
	6年以上7年未満	約定利率×60%
	7年以上8年未満	約定利率×70%
	8年以上9年未満	約定利率×80%
	9年以上10年未満	約定利率×90%
	この預金は預金保険の対象で	であり、同保険の範囲内(1 預金者あたり当
	   金庫での全額保護の預金商品	品以外の預金総額のうち、元本 1,000 万円ま
	でとその利息)で保護される	
12. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧いただく	
	か、窓口にお問い合わせくた	どさい。
13. 苦情処理措置 (ろうきんへ	ご契約内容や商品に関する相	目談・苦情・お問い合わせは、お取引店また
の相談・苦情・お問い合わせ)	は下記のフリーダイヤルをこ	ご利用ください。
	【窓口:北陸労働金庫リスク	ク管理部】0120-094-250
	受付時間 平日 午前9日	寺~午後5時

13. 苦情処理措置 (ろうきんへ	ホームページアドレス https://hokuriku.rokin.or.jp/
の相談・苦情・お問い合わせ)	
14. 紛争解決措置(第三者機関に	・ 東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031)、第一東京弁
問題解決を相談したい場合)	護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁
	センター(電話:03-3581-2249)で問題の解決を図ることも可能で
	すので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫リスク管理部
	またはろうきん相談所にお問い合わせください。
	・ また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直
	接お申し出いただくことも可能です。
	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用い
	ただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護
	士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同
	で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題
	を移管し解決する方法(移管調停)もあります。
	詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理部またはろうきん相談
	所にお問い合わせください。
	【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288
	受付時間 平日 午前9時~午後5時
15. その他参考となる事項	・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金の
	利率により計算します。
	<ul><li>一部払い戻しはお取り扱いできません。</li></ul>

## 北陸労働金庫